

昭和二十五年十二月二十三日受領
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆質第四号

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出農業協同組合の貯金支拂停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出農業協同組合の貯金支拂停止に関する質問に対する答弁書

今春以来貯金の支拂を停止又は制限した農業協同組合は、漸次減少し、組合経費の刷新が行われている。これら不振組合の再建を図り、また、来春再び今春のてつを踏まないようにするため全国及び各地方に、関係団体によつて自主的に農業協同組合経営者対策協議会が設置され、不振組合の整備再建計画の樹立実行を指導するとともに、このでき秋の収納期を控えて出資増加、貯蓄の増強、資金の計画的運用の実行を指導し、極力自力再建の方途を講じている。

一方政府においても農業協同組合財務処理基準令を公布し、組合の資金の固定化を防止し、財務の健全な処理を図るよう指導している。なお、農村における農業協同組合の使命の重要性にかんがみ、不振組合の再建については適切な措置を講ずる所存である。

右答弁する。